## 大阪市告示第1220号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野屋内プール 水泳場	令和7年9月3日(水)	午前9時から
		午後3時まで
	令和7年9月10日(水)	午後6時から
		午後8時まで
	令和7年9月17日(水)	午後6時から
		午後8時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)